

広島県立美術館「博物館実習」実施要綱

令和2年5月18日改定 館長決裁

広島県立美術館における博物館実習（以下「実習」という。）の実施について、次のとおり定める。

1 目的

各大学及び短期大学（以下「大学等」という。）における博物館学講座の単位修得の一環として、博物館学を履修する学生を一時的に受け入れ、博物館現場における知識及び技能を修得させることにより、人材の育成を図ることを目的とする。

2 時期

実習は、毎年7月又は8月に実施する（連続する6日間程度）。ただし、やむを得ない事情がある場合は、時期を変更又は休止することがある。

3 場所

実習の場所は、主要には館内とし、必要に応じて館外（広島市内）においても実施する。

4 講師

実習の講師は、当館職員が担当する。ただし、必要に応じて外部の者に依頼することもある。

5 実習生受け入れの条件

(1) 受け入れる実習生は、原則として、広島県内の大学等に在学する者及び他の都道府県の大学等に在学する者で当該実習生の家族が広島県内に居住する者とする。

(2) 受け入れる実習生は総数40人を上限とし、各大学等の同一講座からは最大5人までとする。ただし、館長が特に必要と認める場合にはその数を変更することができる。

6 実習のカリキュラム

実習のカリキュラムについては、各年度ごとに検討し定める。

7 実習生の受け入れ事務

(1) 実習は、実習を希望する学生の所属する大学等からの文書による依頼を必要とする。

(2) 前項の依頼文書は毎年5月末までに館長あて提出するものとし、この文書には「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」（別記様式）を添付するものとする。

(3) 館長は、大学等からの依頼を受けた場合、当館の受け入れ態勢等を勘案しつつ、受け入れる学生数を決定し、概ね6月上旬までに各大学等あて通知するものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、博物館実習に関して必要な事項は、学芸課長が別に定める。なお、天災地変、パンデミック等により上記の要項が変更される場合は、別途、通知することとする。